

《平成 28 年度日本薬剤学会「薬と健康の週間」
懸賞論文審査結果》

テーマ：「薬剤師の職能発揮のために、どう働きかけるか」

第 1 席：村田俊介（慶應義塾大学薬学部）

佳 作：鈴木悠乃（帝京大学薬学部）

以下に第 1 席に選ばれた論文を掲載します。

「薬剤師の職能発揮のために、どう働きかけるか」

慶應義塾大学薬学部 4 年 村田俊介

今年 4 月から、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局として健康サポート薬局制度が成立した。また、今年の診療報酬改定ではチーム医療の推進などを通じて医療機能の分化・強化、連携を図るという視点が示された。薬剤師は今後、地域包括ケアシステムとチーム医療の中核を担う存在として、高い専門性によって患者の健康と生活をサポートすることが求められる。そのためには、薬剤師が職能を十分に発揮することが不可欠であるが、それには大きく 2 つの解決すべき課題があると私は考える。

まず 1 つ目が社会の薬剤師という職種に対するイメージである。日本調剤株式会社が今年実施したアンケート調査によれば、約 6 割の人が薬局に求める機能に「自分の薬に対する詳細な説明と最適な薬のアドバイス」を挙げており、このことから薬局はまだ気軽に健康相談できる場所とは言い難い。また、近年発生した薬歴未記載問題のように、薬剤師の職能を活かす基本的な部分が疎かになっている現状もある。

こうした状況の中、薬剤師の認知度と信頼を向上させるためには普段の調剤業務の質を向上させるだけでなく、地域社会への貢献を積極的かつ継続的に実施することが重要であると考えられる。例えば、小中学校や高齢者施設で医薬品の適正使用や薬物乱用防止の講演会を開催するなど挙げられる。これを実現する上で要となるのが人員や資金面で規模の大きな大手薬局であると考えられる。まず、大手薬局が積極的に地域ごとに講演会を開催し手本を作る。次にこれを地域の薬剤師会へ共有し、そこから薬剤師会が

仲介役となり、中小規模の薬局が合同でこうした講演会を実現できるようサポートする。また、薬局だけでなく行政の支援も欠かせない。例えば薬局が積極的に活動に踏み出せるよう「地域社会貢献加算」のような制度を作るほか、中小規模の薬局が実施する際に助成金を出すといったことが挙げられる。このように、薬剤師が「薬局を出て貢献していくこと」で、一般の人々が薬剤師を理解する機会を増やし、薬剤師に対する信頼をさらに高め、延いては地域包括ケアシステム構築にも貢献できると考える。私自身、大学の先生の協力の下で講演会を実施した経験があり、薬剤師が行うことの重要性を実感した。

次に 2 つ目の課題がチーム医療における薬剤師の役割である。平成 27 年度全国薬局疑義照会調査報告書によれば、6,000 件以上の疑義照会の内約 75% が処方変更されており、医師からの信頼を着実に高めている傾向が見られる。しかし、現状薬剤師に未だ処方権はなく、剤形や用法の変更に医師の許可が必要となる。近年、抗がん剤を中心に投与設計の難しい薬剤が増え、今後もその傾向は続いていくと考えられる。将来的に増え続けるであろう、こうした扱いの難しい薬剤全ての投与設計を医師が的確に行うのは困難を伴い、そこから医療過誤につながる恐れもある。

故に、今後薬剤師が疑義照会に加え、積極的な投与設計の提案を医師に行うことで、医療過誤を減らしチーム医療をさらに推進できると考える。また、そのためには薬剤師一人一人の尽力に加えて行政の働きが要になると考える。米国では薬剤師は依存型処方権を持ち、医師から委任を受ければ処方を書くことができる。これにより薬剤師は薬剤選択から投与量決定、モニタリングを行い、また医師の負担を軽減し医療過誤を防止できる。したがって、行政は投与設計の提案が積極的に行われるようになった段階で法律を見直し、薬剤師に対し米国のような部分的処方権を与えることで、チーム医療の推進延いては医薬品の適正使用の推進を加速し、医療費の抑制につなげることができると考える。

以上 2 つの課題に対し、様々な医療関係者が働きかけることで薬剤師の職能が十分に発揮され、地域包括ケアシステムとチーム医療の推進を達成することができると考える。